

日本看護歴史学会誌投稿規程 (2024年4月1日施行)

I. 学会誌の名称

学会誌の名称は「日本看護歴史学会誌」とする。
本誌は日本看護歴史学会の学会誌であり、原則として年1回発行する。
本誌は日本看護歴史学会学術集会記録、看護歴史に関する研究論文、報告、資料等を掲載する。

II. 投稿者の資格

投稿は、著者および共著者を含めて日本看護歴史学会会員に限る。但し、編集委員会により依頼した場合はこの限りではない。

III. 原稿の種類

原稿の種類は、総説、原著、報告、資料、その他であり、投稿時にその何れであるかを著者が明記する。投稿論文の内容は、他の出版物（国の内外を問わず）に既に発表あるいは投稿されていないものに限る。

1. 総説

看護歴史の特定のテーマについて、多面的に内外の知見を集め、また文献等を集め、体系立ててまとめることで、当該テーマについて総合的に学問的状況を概説し、考察したもの。

2. 原著

看護歴史の特定のテーマに関する研究であり、独創性、新規性を有し、その知見が看護歴史に関する知識の発展に貢献するもの。

3. 報告

原著論文に該当するような完成度の高い内容ではないが、公表することによって看護歴史に関する知識の発展に資すると認められるもの。

4. 資料

研究によって得られた史料で、公表の価値があるもの。独創性や新規性を求めない。

5. その他

掲載論文への意見、委員会報告、理事会・編集委員会からの依頼原稿など。その他においては文字数の制限は設けない。

IV. 原稿執筆要領

1. 原稿は2万字以内（その他除く）とする。
2. 原稿の構成は、論文題目（日本語・英語）、和文抄録（400字）、英文抄録（250 words）、キー

ワード（日本語・英語でそれぞれ5語以内）、本文、文献、図表等、付録の順とする。なお資料とその他には英文抄録を付さなくてよい。

3. 原則として標準的なフォント（MS明朝、MSゴシックなど）を用いたMS-Wordで作成する。原稿はA4版横書きで、1行の文字数を40字以内、1ページの行数を36行以内とし、適切な行間をあける。ページ番号および行番号を挿入する
4. 文中の年号の表記は、原則として西暦（元号）とする。
5. 図、表および写真等は、それぞれに番号を付し本文中の該当部分の欄外に挿入箇所を指定する。図、表、写真はその大きさによって1/4ページで500字、1/2ページで1,000字、1ページで2,000字に換算する。図、表、写真をカラー印刷で掲載することを希望する場合、印刷実費が自己負担となる。
6. 注釈及び文献は、本文出順に付した通し番号を本文に肩番号としてつけ、末尾に「注釈及び文献」（注釈がない場合は「文献」）としてまとめて記載すること。末尾の文献の掲載の仕方は、以下を参考にすること。
 - 1) 雑誌は、著者名、論文題目、雑誌名（巻）号、該当ページ、発行年の順で記載する。
 - 2) 書籍は、著者名、書名、発行所名、該当ページ、発行年とする。
 - 3) 編著書は、著者名、題目、著者名（編者名）、発行所名、該当ページ、発行年の順とする。
 - 4) オンラインジャーナルの場合は、著者名、論文題目、雑誌名（巻）号、該当ページ、発行年、参照先（URL）を記載する。なお、紙媒体をデータ化したものについては以下6)に準ずること。
 - 5) ウェブサイト内の記事は、著者名、ウェブページの題名、ウェブサイトの名称、更新参照日付、参照先（URL）を記載すること。紙媒体をデータ化したものについては以下6)に準ずること。
 - 6) デジタルアーカイブの場合、基本的に前記1)～3)に準ずるが、信頼できるアーカイブを使用し、各アーカイブの利用規程に従うこと。
 - 7) 江戸時代以前の国書などの古文書は、原則として、編著者名、書名、成立年、刊行年（もしくは抄写年）、発行地、発行者名など、必要な場合は該当丁（葉）

あるいはページ数、項目を記載する。
稀観本については所蔵者名も明記すること。

7. 抄録には原則として、目的、方法、結果、考察の項目をつけ、それぞれにつき簡潔に述べる。英文抄録は和文抄録の内容と一致しており、ネイティブ・チェックを受ける必要がある。
8. 個人を対象とする研究等では、倫理的に配慮し、その旨を本文中に明記する。
9. 本誌はブラインドによる査読を行うため、原著を引用する場合は、「著者」「筆者」との文言を用いず、自身の固有名詞を明記し、文献リストにも明記する。また謝辞など、本文中に著者名が容易に推測されるような記載は行わない。
10. 改訂稿の場合、査読者からの指摘に基づいて修正した箇所にアンダーラインをひく。

V. 原稿の受付

1. 投稿原稿は編集委員会宛てメールで送付する。
2. 原稿の受付期間は 6 月 1 日とし、締めりは 6 月末日とする。
3. 原稿ファイルは論文題目（日本語・英語）から和文抄録、英文抄録、キーワード、本文、文献までを含むファイルと、図表、付録のファイルに分けて提出する。
4. 3 とともに「投稿提出票」と「COI・オーサーシップ申告及び著作権譲渡同意書」を記入し、提出する。
5. 同名題目で連番の論文、副題のみ異なる論文は認めない。

VI. 原稿の採否

1. 原稿の採否は、査読を経て編集委員会が決定する。
2. 編集委員会による採否決定の過程
 - 1) 査読者 2 名の選出
 - 2) 編集委員長名で査読者へ査読依頼
 - 3) 査読者からの査読結果報告
 - A このままで掲載可
論文種別（総説、原著、研究報告、資料、その他）
 - B 著者修正を要する
（再査読を要する・修正により掲載可）
 - C 不採用
 - (1) 内容が本学会分野外と考えられる
 - (2) 論文の記述、構成等に不明確なところが多く、内容把握が困難なため、改

めてご投稿下さい。

(3) その他

- 4) 査読者からの査読結果を編集委員会で検討する。
 - 5) 査読の結果、著者に承認を得たうえで、論文の種別を変更することがある。
 - 6) 編集委員会の結果を著者へ通知する。
 - 7) 査読結果報告で、B・C の結果を受けた著者は、
 - ① 了解し、期限内に修正原稿と査読者への回答文を提出
 - ② 了解し、投稿取り下げのいずれかを回答する。
 - 8) 不採用の理由について疑義がある場合は、編集委員長宛に文書により異議申し立てすることができる。
3. 原稿の校正
校正は、初稿のみ著者が行う。2 校以降は、著者校正に基づいて編集委員会が行う。

VII. 著者が負担すべき費用

1. 別刷り 実費
2. 図、表、写真、引用資料等で印刷上、通常の印刷費を超える場合はその差額等
3. 著者からの希望があり編集委員会が認めた範囲において、規定された字数（IV-1、2 参照）を超えての原稿を受理する。この場合、規定を超えた印刷に係る経費は著者の負担とする。

VIII. 著作権

掲載された原稿の著作権（印刷複製等の複製権、翻訳権、インターネット等による公衆送信権等）は日本看護歴史学会に帰属する。他者の著作権に帰属する資料を引用する時は、著者がその許可申請を行うものとする。

IX. 規程の改正

本規程の改正は、理事会の議を経て決定するものとする。

附則

- ・この規程は、日本看護歴史学会機関誌編集規定（最終改正 2004.1）並びに日本看護歴史学会誌投稿規定（最終改正 2004.1）を統一したものであり、2008 年 8 月から施行するものとする。
- ・この規程は 2019 年に一部改正したものであり、2019 年 5 月 1 日より施行するものとする。
- ・2023 年一部改正、2024 年 4 月 1 日より施行